

審　查　基　準

令和6年8月1日作成

法　令　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第31条の23において準用する第7条第1項
処　分　の　概　要	特定遊興飲食店営業の相続の承認
原権者(委任先)	埼玉県公安委員会
法　令　の　定　め	<p>① 基準</p> <p>風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第7条第3項において準用する第4条第1項（承認の基準）</p> <p>風俗営業等適正化法施行規則第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）</p> <p>② 関係規定</p> <p>風俗営業等適正化法施行規則第1条（相続承認申請書の提出）、第81条において準用する第13条（特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請）</p>
審　查　基　準	<p>風俗営業等適正化法第31条の23において準用する第4条第1項第3号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。</p> <p>注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。</p> <p>注2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第6条に掲げるものをいう。</p>
標準処理基準	30日間
申　請　先	申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問い合わせ先	申請に係る警察署の生活安全課
備　考	法令の規程の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和6年6月27日 警察庁生活安全局）第13及び第25を参照すること。